

平成 25 年 9 月 20 日
第 1 回産業競争力会議課題別会合
国家戦略特区 WG 八田座長配布資料

雇用

開業率と対内直接投資が低水準にとどまっていることは、我が国の経済再生に向けて克服すべき重大課題。新たな起業や海外からの進出が拡大してこそ、よりイノベティブな産業の創出、切磋琢磨を通じた競争力強化が見込める。

このため、新規開業事業者や海外からの進出企業などが、より優れた人材を確保できるよう、雇用制度上の特例措置を講ずるエリアを設ける。

<特例措置>

特区内において

- ・開業後 5 年以内の企業の事業所に対して、(2)(3)の特例措置
- ・外国人比率が一定比率以上(30%以上)の事業所に対して、(1)～(3)の特例措置

(1) 有期雇用

- ・契約締結時に、労働者側から、5 年を超えた際の無期転換の権利を放棄することを認める。これにより、使用者側が、無期転換の可能性を気にせず、有期雇用を行えるようにする。
 - 「労働契約法第 18 条にかかわらず無期転換放棄条項を有効とする」旨を規定する。

(2) 解雇ルール

- ・契約締結時に、解雇の要件・手続きを契約条項で明確化できるようにする。仮に裁判になった際に契約条項が裁判規範となることを法定する。
 - 労働契約法第 16 条を明確化する特例規定として、「特区内で定めるガイドラインに適合する契約条項に基づく解雇は有効となる」ことを規定する。

(3) 労働時間

- ・一定の要件(年収など)を満たす労働者が希望する場合、労働時間・休日・深夜労働の規制を外して、労働条件を定めることを認める。
 - 労働基準法第 41 条による適用除外を追加する。

<これに伴う措置>

上記の特例措置に伴い、不当労働行為、契約の押しつけや不履行などがなされることのないよう、特区内の労働基準監督署を体制強化し、労働者保護を欠くことのないよう万全を期す。

海外からの進出企業等に対する雇用分野の支援策について

- 海外からの進出企業や起業後まもない企業で、労働者が意欲と能力を発揮し、成長にも資するよう、以下の対応を行う。
- 労働者保護や公正競争の確保のため全国的対応が必要なルール見直しについては、労使を交えた検討を進める。また、特区における必要な支援策の具体化を急ぐ。

(1) 有期雇用の特例提案

⇨ 【特区における支援策】

- 海外からの進出企業が、人材の見極め等のために、有期雇用を活用しつつ、必要な人材がキャリアアップしつつ円滑に職場定着し、能力発揮できるようにすることが容易となるよう、特区において、総合的な支援策を検討。

※労働契約法第18条の特例として、「無期転換権の事前放棄を有効とする」旨の規定を創設することは困難

(2) 解雇ルールの特例提案

⇨ 【特区における支援策】

- 海外からの進出企業や、起業後まもない企業が、我が国の雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業を展開することが容易となるよう、特区において、総合的な支援策を検討。

※労働契約法第16条の特例として、「特区内で定めるガイドラインに適合する労働契約条項に基づく解雇は有効となる」旨を規定することは困難

(3) 労働時間の特例提案

⇨ 【全国的に対応】

- 「日本再興戦略」に基づき、多様な働き方を実現するため、企画業務型裁量労働制を始め労働時間法制について、9月27日から労働政策審議会において、ワーク・ライフ・バランスや労働生産性向上の観点から検討を開始。

成長戦略の当面の実行方針（抜粋）

平成25年10月1日

日本経済再生本部決定

1. 規制・制度改革のための基盤整備

民間の力の活用が十分でない分野等での規制・制度改革を断行するため、国家戦略特区関連法案や産業競争力強化法案の次期臨時国会提出をはじめとして、戦略地域単位、企業単位、全国単位の三層構造で構造改革を推進する制度的基盤を整備する。

○「国家戦略特区」の創設による戦略地域単位での規制・制度改革

- ・日本の経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として、「居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成」、「医療等の国際的イノベーション拠点整備」といった観点から、特例的な措置を組み合わせ、成長の起爆剤となる世界で一番ビジネスがしやすい環境を創出するため、「国家戦略特区」の具体化を進める。

具体的には、容積率・用途等土地利用規制の見直し、公立学校運営の民間への開放、国際医療拠点における病床規制の特例による病床の新設・増床の容認、保険外併用療養の拡充、滞在施設等の旅館業法の適用除外、農業の競争力強化のための環境整備等の特例措置を検討、具体化し、国家戦略特区関連法案を次期臨時国会に提出するなど、所要の措置を講ずる。

○産業競争力会議と規制改革会議との連携による全国単位での規制・制度改革

- ・新たに創設する特例制度の改革効果等も踏まえつつ、日本再興戦略の趣旨に沿って、雇用（柔軟で多様な働き方の促進に向けた人事労務管理制度の構築等）、医療・介護（効率的で質の高いサービス提供体制の確立等）及び農業（法人参入を促すための方策等）の分野を中心に、産業競争力会議と規制改革会議等が連携して、更なる規制・制度改革について検討を進め、構造改革を加速する。

（注）下線は引用に際して付したものである。

国家戦略特区 雇用についての特区WG提案

1、概要

- ・グローバル企業やスタートアップ直後の企業が優秀な人材を集めやすく、
- ・また、優秀な人材にとってより働きやすい、制度環境を作る。

(現状では、例えば数年間のプロジェクト対応を前提に、専門人材を有期契約で迎え入れようとしても、雇用規制が制約。)

2、特例措置の内容

(1) 有期雇用規制の特例

- ・現状： 5年を超える更新により、労働者に無期転換権。
- ・特例： 特区内の適用対象に限り、「無期転換しない約束」を可能に。

(2) 解雇ルールの明確化

- ・現状： 裁判になったときの予測可能性が低い。
- ・特例： 特区内の適用対象に限り、解雇の要件・手続を契約書面で明確化 (契約内容が特区本部で定めるガイドラインに適合する場合、裁判規範として尊重されるよう制度化)。

(3) 労働時間規制の特例

3、適用対象

(1) 場所： 特区内に限る。 (→特区内の監視機能を強化。4、参照)

(2) 対象企業： ①グローバル企業 (外国人従業員比率が一定以上)
②スタートアップ直後 (5年以内) の企業 に限る。

(3) 対象従業員： ①一定の専門資格取得者 (弁護士、会計士等)
②修士号・博士号取得者 に限る。

4、特例措置に伴う措置

上記の特例措置に伴い、不当労働行為、契約の強要や不履行による問題が生じないように、特区内の監督機能を強化。